

温泉分析書別表

1. 源 泉 名 猿ヶ京源泉1号井戸・猿ヶ京源泉2号井戸の混合泉
2. 採 水 地 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1211-2
採 水 場 所 温泉貯湯槽
混 合 源 泉 (猿ヶ京源泉1号井戸)群馬県利根郡みなかみ町相俣2644-1
(猿ヶ京源泉2号井戸)群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1211-2
3. 温 泉 分 析 申 請 者 群馬県利根郡みなかみ町相俣2644-1
有限会社 赤谷湖遊船
代表取締役 生津 達郎
4. 泉 質 ナトリウム・カルシウム－硫酸塩・塩化物温泉(低張性・弱アルカリ性・高温泉)
5. 源泉での分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境庁自然保護局長発(昭和57年5月25日)環自施第227号及び第228号によれば次のとおりである。
- 【浴用の禁忌症】
- 温泉の一般的禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)。
- 泉 質 別 禁 忌 症 該当項目なし。
- 【浴用の適応症】
- 療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進。
- 泉 質 別 適 応 症 動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病。

浴用上の一般的注意事項

- ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。その後は1日当り2回ないし3回までとすること。
- イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を相当とすること。
- ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
- (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
- (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
- (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
- (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
- (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
- イ. 高度の動脈硬化症 ロ. 高血圧症 ハ. 心臓病
- (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
- (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
- (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注)この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

平成22年6月29日

登 録 番 号 14 健 地 衛 第 117 号
東 京 都 豊 島 区 高 田 3 丁 目 42 番 10 号
財 団 法 人 中 央 温 泉 研 究 所
理 事 長 綿 拔 邦 彦